

あけぼの保育園 重要事項説明書

1 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	社会福祉法人 帯広保育事業協会
事業者の所在地	帯広市西15条南40丁目2番地1
事業者の連絡先	0155-48-2206
代表者氏名	理事長 清野 義明

2 保育所の概要、目的及び運営の方針

施設の名称	あけぼの保育園							
施設の所在地	帯広市西25条南1丁目14番地11							
連絡先	電話番号 0155-37-3200 FAX番号 0155-37-6618							
管理者（園長）氏名	園長 玉置 浩恵							
開設年月日	昭和59年 4 月 1 日							
利用定員	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	(3号)	12人	18人	22人	22人	23人	23人	120人
事業の目的・運営方針	<p>○事業目的</p> <p>当園を利用する子どもに対し保育を行いその健全な心身の発達を図るとともに、その保護者や地域の子育て家庭に対する支援等を行うことを目的とする。</p> <p>○運営方針</p> <p>未来を担う子どもたちの成長を願って保護者からも地域からも愛される保育園を目指します。</p> <p>また、入園児の家庭及び地域との結びつきを重視した運営を行うとともに、その支援を行い、行政機関や小学校、他の特定教育、保育施設等地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療・福祉を提供する者との密接な連携に努めます。</p>							

3 施設の概要

敷地	敷地全体	2、453.02㎡
	園庭	1、100㎡
園舎	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建
	延べ	789.07㎡

4 主な設備の概要 ※別添可

設備	部屋数	備考
乳児室	1室	
ほふく室	1室	
1歳児室	1室	
保育室	5室	
遊戯室	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	
相談室	1室	

5 職員体制（令和6年4月1日 現在）

職 種	員 数	常 勤	非常勤	職 務 の 内 容
園長	1人	1人		保育園の掌理及び職員の指揮監督
主任保育士	1人	1人		園長の補佐及び保育士の統括
保育士	12人	12人		保育担当
嘱託保育士	1人	1人		
臨時保育士	10人		10人	保育補助
栄養士（調理員も兼務）	1人	1人		
調理員	4人		4人	給食業務
用務員	1人		1人	園内外の環境整備業務
嘱託医	2人		2人	園児の健康診査

6 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで		
保育時間		保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分（11時間）
		保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
	延長保育	保育標準時間	夕：午後6時00分～午後7時00分
		保育短時間	朝：午前7時00分～午前8時30分 夕：午後4時30分～午後7時00分
開所時間	月～土曜日	午前7時00分～午後7時00分	
休業日	日曜日・祝日		
	年末年始（12月29日～1月3日）		

7 利用者負担費用等

利用者負担（3歳児クラス未満）	帯広市が定める利用者負担（保育料）		
延長保育費用	午後6時～午後7時まで	1回当たり	200円
	保育短時間(上記以外の時間帯)	30分毎	50円
給食費（3歳児クラス以上）	副食費（おかず・おやつ等）	月額	4,800円
	主食費（ごはん等）	月額	700円

◎給食費の副食費については、世帯の所得や家族構成等により免除される場合があります。

◎保育料は帯広市へ納入して頂きますが、給食費はゆうちょ銀行口座から毎月28日（土・日・祝日の場合は以降の直近営業日）に自動引落（手数料は園負担）で園に納入していただきます。

8 提供する保育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、「保育所保育指針」及び「全体的な計画」に沿って、入園児の心身の状況に応じた保育を提供します。

【保育方針】

一人一人を大切にし、意欲・主体性を育む丁寧な保育をします。

私達は常に子どもをかけがえのない存在として愛し、気持ちを受け止め、様々な活動を通して発達を支えていきます。

【保育目標】

- ・心も体も健やかな子
- ・遊びを通し自ら学び考える子
- ・感じたこと考えたことを自分らしく表現できる子

9 帯広市保育所児童保育要録

子どもの発達や生活の連続性を踏まえ、子どもの育ちを支えるために就学先となる小学校に対し保育園における生活の様子を記した要録を送付します。

10 年間行事予定

月	主 な 行 事 内 容
4月	入園のつどい、父母懇談会、こどもの日
5月	家庭訪問週間、遠足、交通安全教室
6月	歯科検診、内科検診
7月	年長お楽しみ会、夏祭り
8月	プールあそび
9月	運動会、バス遠足、
10月	やきいも、遠足
11月	
12月	ほのぼの発表会、クリスマス会、内科検診
1月	もちつき
2月	節分、父母懇談会
3月	ひな祭り、卒園式、お別れパーティ

※このほかに毎月誕生会・身体測定・避難訓練があります。

11 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	市町村が行う利用調整による
退園理由	<ul style="list-style-type: none">・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。）・ 保護者から退園の申出があったとき・ 利用継続が不可能であると帯広市が認めたとき・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	別紙「入園のしおり」による

12 嘱託医

医療機関の名称	フクイ小児科医院
医院（医院）長名	福井 洋
所在地	帯広市西25条南1丁目
電話番号	0155-37-4152

13 嘱託歯科医

医療機関の名称	デンタルクリニックすぎむら
医院長名	杉村 邦洋
所在地	帯広市西25条南1丁目
電話番号	0155-37-3350

14 緊急時における対応方法

当園は、保育の提供中に利用子どもの健康状態の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡するとともに嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

【管轄する消防署】

消防署名	帯広市消防署森の里出張所
所在地	帯広市西22条南4丁目1番地3
電話番号	0155-35-0119

【管轄する警察署】

警察署名	帯広警察署
所在地	帯広市西2条北1丁目1番地
電話番号	0155-25-0110

15 非常災害対策

防火管理者	主任 吉田 史江
消防計画届出年月日	帯広市消防署あて 平成31年4月5日届出
避難訓練	避難及び消火の訓練は、少なくとも月1回実施します。
防災設備	自動火災探知器、煙感知器、誘導灯を備えています。
避難場所	園庭・第二中学校
休園	火災・水害・土砂災害・地震等災害発生により甚大な被害が想定される場合は、市からの助言を受けて休園とする事もあります。
緊急時連絡用携帯電話	あけぼの保育園 080-7807-6985

16 要望・苦情等の窓口

相談・苦情等受付担当者	主任保育士 吉田 史江	
相談・苦情等解決責任者	園長 玉置 浩恵	
第三者委員	大橋 剛	
	河田 芙美子	

【要望・苦情等の受付（対応）方法】

<p>要望・苦情等を受け付けた場合には、苦情の内容、意向等の確認・記録するとともに、苦情申し出人との話し合いを行います。又、第三者委員に報告するとともに助言や話し合いなどを行い円満な解決に努めます。</p>

17 賠償責任保険の加入状況

加入保険の種類	ほいくのほけん（東京海上日動火災保険(株)）
加入保険の内容	<p>契約者：全国私立保育園連盟</p> <p>園・保育者賠償責任・園児団体傷害のセット保険</p> <p>地域子育て支援センター賠償責任保険</p>
補償金額	<p>園・保育者賠償責任：</p> <p style="text-align: center;">対人1名1事故10億円・対物1事故1千万円</p> <p>園児団体傷害保険：</p> <p style="text-align: center;">園児死亡・後遺障害122.1万円・入院日額1,800円</p>

18 守秘義務及び個人情報の取扱い

保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た利用子ども及びその保護者に係る個人情報については、法令による場合を除き、保護者の同意を得ずに第三者へ提供することはありません。

19 児童虐待の早期発見及び通告の義務

保育所・幼稚園・学校関係者には、児童虐待の早期発見及び通報の義務がありますのでご了承下さい。（児童虐待の防止等に関する法律第5条による）

20 その他の留意事項

利用者の思想・信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

重要事項説明に係る同意書

当所における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

保育園名 : あけぼの保育園

説明者 : 園長 玉 置 浩 恵

私は、本書面に基づいてあけぼの保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者氏名及び続柄 : ㊞ (続柄 :)

保護者住所 :

児童氏名 :

児童氏名 :

21 児童の服薬について

保育園での与薬については、原則行いません。医師の指示によりやむを得ない場合に限り保護者に代わって保育園の担当保育士が慎重に児童に薬を与えることとします。

服薬が必要な場合は、病気が回復していないものとして、お休みして療養するか、病後児保育を利用する等のご検討をお願いします。また、鼻水程度の風邪等、軽微な症状のため、服薬しながら保育園も通園する場合は、診察の際に、朝・晩の服薬となるよう医師にご相談下さい。

○下記の場合は、担当保育士又は園長にご相談下さい。

- 1、慢性の病気の為長期にわたって服薬を必要とし、かつ朝晩の服用とはならない場合
(てんかん、糖尿病、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、中耳炎、副鼻腔炎等)
- 2、重篤な症状に対して緊急に必要となる薬の場合
(熱性けいれん、アレルギーによるアナフィラキシー等)
- 3、その他、医師が保育時間中の服用が絶対に不可欠と判断する場合
- 4、塗り薬、目薬等は原則お受けできませんが、医師が必要と判断する場合

○保育園で与薬する場合は、下記の事項について確認のうえ、承諾書の提出をお願い
いたします。

(依頼する場合の留意事項)

- 1、保育時間中の服用が絶対に必要と医師が判断し、「指示書」を提出された場合に限り、依頼をお受けします。
- 2、依頼する場合は、保護者からの「薬の依頼票の提出が必要です。
- 3、上記必要書類の提出がない場合は、お受けできません。